

景観形成基準（良好な景観形成のための景観形成基準は、以下のとおりです。）

< 建築物の基準 >

項目	景観形成基準
配置	建築物等の規模、位置及び高さは、周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に努めること。 建築物の壁面の位置は、道路等の境界から後退し、ゆとりを設けることが望ましい。 周辺の景観に配慮し、景観の連続性を保つことが望ましい。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、げばげばしい色の使用を避け、一体感のある落ち着いた色彩に努めること。
意匠	周辺の景観との調和に配慮した形態とすること。 汚れにくく、耐久性のある材料を使用すること。 歴史的・文化的に優れた場所では、伝統的な建築物や周辺の景観と調和し、全体的に統一感のある意匠の建築に努めること。 建築物に付属する施設や設備等（ベランダやエアコンの室外機等）は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した構造にすることが望ましい。 屋根や外壁は、地域の伝統的な材料（越前瓦等）や自然素材（木材等）を用いることが望ましい。
植栽等	敷地内では、積極的に緑化すること。 周辺の植生に適した種類の植栽に努めること。 生け垣、塀、柵などは、周辺の景観との調和に努めること。

良好な景観形成のイメージ



望ましい景観づくりを目指して

- ① 建築物の高さは、周辺まちなみとの調和に努める。
- ② 外壁の色彩は、げばげばしい色の使用を避ける。
- ③ コンクリート作りの建築物は陸屋根を配し、側面を瓦葺にするなど、周辺まちなみとの調和に努める。
- ④ 屋根の素材瓦は違和感を与えない色彩に努め、屋根の勾配をできるだけ揃える。

- ⑤ エアコンの室外機などは、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した構造に努める。
- ⑥ 空きスペースを利用し、積極的に緑化に努める。
- ⑦ 広告や看板などは、建築物と一体感のある色彩に努める。また、点滅又は回転するランプは、使用しないように努める。



< 工作物の基準 >

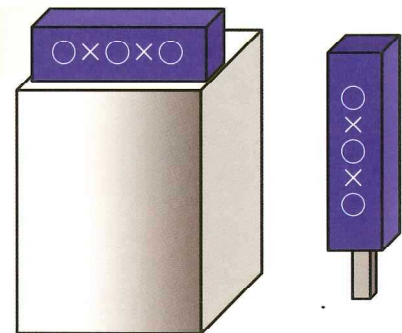
項目	景観形成基準
配置	周辺の景観との調和に努めること。 工作物の高さは、周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に努めること。 周辺の景観に配慮し、景観の連続性を保つことが望ましい。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努めること。
意匠	汚れにくく、耐久性のある材料を使用すること。 敷地内の建築物や周辺の景観との調和に努めること。
植栽等	周辺の植生に適した種類の植栽に努めること。 生け垣、塀、柵などは、周辺の景観との調和に努めること。

< その他の基準 >

項目	景観形成基準
土石の採取、 土地の形質の変更	周辺の景観や自然との調和に努めること。 土砂等の採取後や土地の形質の変更後は、周辺の景観に調和した植栽に努めること。
屋外における土石、 廃棄物、再生資源の堆積	堆積するものが、道路などから見え難くなるよう遮蔽に努めること。 敷地の周囲に設置する塀や柵は、地域の景観を阻害しないように努めること。
木竹の伐採	伐採後、地域の景観に配慮し植栽すること。 地域の植生に適した種類の植栽に努めること。
特定照明	照明の配置、形態意匠、色彩等について、周辺の良好な夜間景観との調和に努めること。地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩による照明の使用を避け、特定照明による光害の防止に努めること。

## 屋外広告物等に関する制限

屋外広告物は本来、屋外広告物法及び県条例で定められていますが、大規模な屋外広告物（高さ 10m 又は 30㎡ を越える表示面積）については届出の対象とし、景観形成基準を定めています。



### 景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態、高さとするよう努めること。 建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努めること。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努めること。 蛍光塗料や反射塗料は使用しないことが望ましい。
材料	汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。 歴史的、文化的に優れた場所では、自然素材や地域の伝統的な素材、材料を用いることが望ましい。
照明	照明方法、明るさ等について周辺の良好な景観との調和に努めると。 点滅又は回転するランプは、使用しないように努めること。